

# 藤沢市公共施設等に関する防犯上のガイドライン

## 第1 通則

### 1 目的

このガイドラインは、市が管理する施設（以下「公共施設等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準並びに市民等の安全を確保するため、市、市民及び関係団体等が協働して講ずべき管理対策等を定めることにより、犯罪の起こりにくい公共施設の環境整備を促進することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) ガイドラインの対象

このガイドラインは、公共施設等を対象とする。

#### (2) 配慮すべき事項

このガイドラインは、犯罪機会論に基づいて公共施設等の設計及び管理上、犯罪予防のために配慮すべき事項を示すものである。

#### (3) 施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進にあたっては、公共施設等における犯罪の発生状況、施設利用者等の要望等を勘案し、特に犯罪の防止に配慮の必要性が高い公共施設等から順次実施するよう努めるものとする。

ただし、関係法令、計画上の制約、管理体制等との関係で、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

#### (4) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 整備基準及び管理対策等

犯罪企図者の侵入を防止し、市民、施設利用者に対する犯罪を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

### 1 領域性の確保

- (1) 未利用地（遊休地）は、柵等を設置すること。
- (2) 部外者の立ち入りを禁止する旨の立て札、看板等を掲出すること。
- (3) 施設等の出入口の施錠設備設置と管理

### 2 監視性の強化

- (1) 敷地を囲む樹木植栽は、定期的に剪定し、外部からの見通しを良くする。
- (2) 敷地内の照明により、人の行動を確認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (3) 死角を作る障害物の排除を行うこと。

### 3 抵抗性の強化

緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備が設置されていること。

※ 犯罪機会論…犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする考え方

このガイドラインは平成21年12月4日から適用します。

# 藤沢市道路、公園及び自転車等駐車場に関する防犯上のガイドライン

## 第1 通則

### 1 目的

このガイドラインは、道路、公園及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準並びに市民等の安全を確保するため、市、市民及び関係団体等が協働して講ずべき管理対策等を定めることにより、犯罪の起こりにくい道路等の環境整備を促進することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) ガイドラインの対象

このガイドラインは、不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。

#### (2) 配慮すべき事項

このガイドラインは、犯罪機会論に基づいて道路等の設計及び管理上、犯罪予防のために配慮すべき事項を示すものである。

#### (3) 施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進にあたっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に犯罪の防止に配慮の必要性が高い道路等から順次実施するよう努めるものとする。

ただし、関係法令、計画上の制約、管理体制等との関係で、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

#### (4) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 整備基準及び管理対策等

### 1 道路における整備基準及び管理対策等

#### (1) 歩道と車道の分離

道路の構造等を勘案し、可能な限りガードレール、植栽等により歩道と車道とが分離されたものであること。

#### (2) 見通しの確保

ア 見通しを確保するための措置がとられていること。

イ 道路周辺については、土地所有者等の協力のもと、可能な限り見通しを確保するための措置がとられていること。

#### (3) 照度の確保

防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を確認できる程度の照度が確保されていること。

#### (4) 防犯設備の設置

地下道等については、注意喚起看板が掲出されていること又は必要に応じて非常ベル等の防犯設備が設置されていること。

### 2 公園における整備基準及び管理対策等

#### (1) 見通しの確保

緑の広場及び公園等の植栽樹木、遊具及び便所等については、周囲から死角を作らないように配置し、剪定等により見通しを確保するための措置がとられていること。

#### (2) 照度の確保

夜間、通路として日常的利用が想定される園路は、人の行動を確認できる

程度以上の照度が確保されていること。

### 3 市営自転車等駐車場における整備基準及び管理対策等

#### (1) 駐車場の区分

駐車場の外周が柵等により周囲と区分されたものであること。

#### (2) 見通しの確保

死角になる箇所にミラーが設置されていること。

#### (3) 照度の確保

場内の照明により、人の行動を確認できる程度以上の照度が確保されていること。

#### (4) 防犯設備等の設置

ア 管理者等が常駐し、若しくは巡回すること又は防犯カメラ等防犯設備が設置されていること。

イ 必要に応じて、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し、自転車等の盗難防止の措置が講じられていること。

#### (5) 管理者等の配置

管理者等が常駐している施設にあつては、施設内外の巡回を行うとともに施設利用者等に対して声がけを行い犯罪防止に努めること。

※ 犯罪機会論…犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする考え方

このガイドラインは平成21年12月4日から適用します。

# 藤沢市学校等における児童生徒等の安全確保に関するガイドライン

## 第1 通則

### 1 目的

このガイドラインは、小学校、中学校、特別支援学校、保育園などの施設（以下「学校等」という。）について、地域住民、学校関係者、ボランティア、市及び関係団体等が協働して講ずべき管理対策等を定めることにより、犯罪の起こりにくい環境整備を促進し児童生徒等の安全を確保することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) ガイドラインの対象

このガイドラインは、児童生徒等が通園、通学に利用している道路（以下「通学路」という。）及び学校等を対象とする。

#### (2) 配慮すべき事項

このガイドラインは、犯罪機会論に基づいて通学路及び学校等の防犯性の向上に係るハード面及びソフト面に関する環境を整備するために配慮すべき事項や具体的な手法を示すものである。

#### (3) 施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進は、犯罪発生状況、保護者及び地域住民の要望等を勘案し、特に犯罪の防止に配慮の必要性が高いものから順次環境整備を図るよう努めるものとする。

ただし、関係法令、計画上の制約、管理体制との関係で、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

#### (4) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 整備基準及び管理対策等

### 1 通学路及び学校等における整備基準及び管理対策等

#### (1) 通学路の安全対策

ア すべての関係者が連携して通学路の安全点検を実施するとともに、駐車場や空き地等について犯罪企図者が利用しにくくなるよう工夫すること。

また、危険箇所の改善に向けた取り組みを行うこと。

イ 通学路周辺にある樹木は、土地所有者等の協力のもと、剪定等により見通しの確保がされていること。

#### (2) 学校等における安全管理の整備

ア 門を閉めること。

イ 犯罪企図者の早期発見のために、教職員等が外来者への積極的な声かけを実施すること。

ウ 施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の改善に向けた取り組みを行うこと。

エ 部外者の立ち入りを禁止する旨の立て札、看板等を掲出すること。

オ 外部からの訪問者の領域をすみ分けるために、正門から目的場所までの路面に導線表示を行うこと。

カ 緊急通報装置等の防犯設備が設置されていること。

キ 緊急対応のマニュアルを整備し、緊急時の対応を意識した研修を実施すること。

### 2 安全・安心の実施

**(1) 安全指導の実施**

ア 犯罪機会論の視点に基づき、各地域の安全マップ指導者と協働し地域安全マップを作成するなどの活動を通して、児童生徒の防犯意識と危険予測能力を高めること。

イ 登下校時に防犯ブザーを携帯し、必要なときに利用できるよう指導すること。

**(2) 協力体制の確立**

学校と保護者だけでなく、地域とも連携し、児童生徒の安全を守る活動を行うこと。

※ 犯罪機会論…犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする考え方

このガイドラインは平成21年12月4日から適用します。